

佐賀県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十一年七月十七日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成二十一年三月三十一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
所在地 唐津市二夕子三丁目一五五番地四
 - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 唐津市社会福祉協議会 鎮西事業所
所在地 唐津市鎮西町打上三〇八一番地
サービスの種類 通所介護、訪問介護及び居宅介護支援
- 二 (一) 廃止年月日 平成二十一年三月三十一日
 - (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会
所在地 西松浦郡有田町南原甲六六四番地四
 - (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 ホームヘルプセンター「くつろぎ」
所在地 西松浦郡西有田町立部乙二四六二番地四
サービスの種類 訪問介護